

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和元年 6 月 27 日			
年会費名	奈良ヒューライツ県議団 年会費			
相手方	奈良ヒューライツ県議団 議長 川口正志氏			
年会費支払目的	情報収集し県政に役立てるため			
按分率の説明	すべて県の政策研究に役立てるため 100% 充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深める。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会を兼ねた定例会議を年 4 回。必要に応じて臨時会議、役員会。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員 人種問題等の情報を収集し県政に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	奈良ヒューライツ県議団年会費	33
	合計	30,000 円 (100% 充当)		
備考	添付資料：奈良ヒューライツ県議団規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

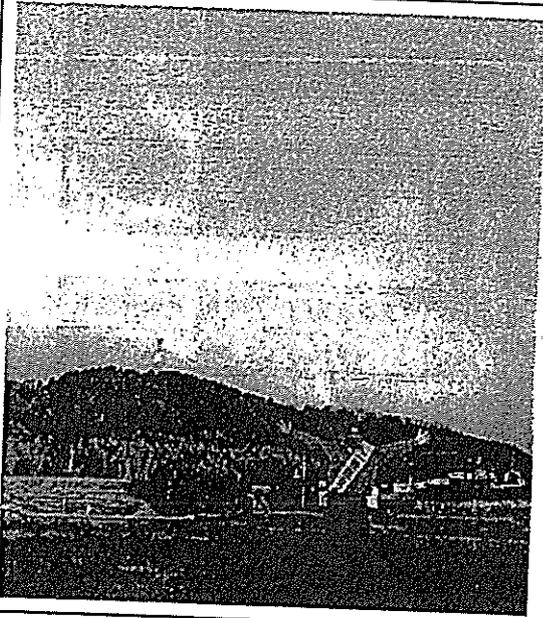
政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和2年1月25日			
場所	生駒市コミュニティセンター			
会議名	第19回県政報告会			
相手方(人数)	42名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	①12月議会報告(代表質問) ・奈良県内における政治意識調査について ・奈良県のバス観光戦略について ・今後の被災地支援のあり方について ②佐藤みつのり政策プロジェクト その他、政治活動、地域住民との意見交換会			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	郵送代	12,516円	案内郵送代84円×149通	153
	郵送代	168円	案内郵送代84円×2通	154
	お茶代	2,808円	お茶3ケース	161
	会場費	6,720円	生駒市コミュニティセンター 402・403	167
	郵送代	2,992円	意見募集郵送代 94円×10通、84円×23通 120円×1通	170
	合計	25,204円	(1/2按分=12,602円)	
備考	添付資料：県政報告会資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第19回 佐藤みつのり 県政報告会



式次第

1. 後援会長挨拶
2. 丸谷政調会長挨拶
3. 梶井市議/溝部町議より(女性視点での話)
4. 議会報告(一般・代表質問を終えて)
5. 佐藤みつのりプロジェクト
(政治を面白くする為の十か条)
6. 政治談話(議員に求められる3つの力)

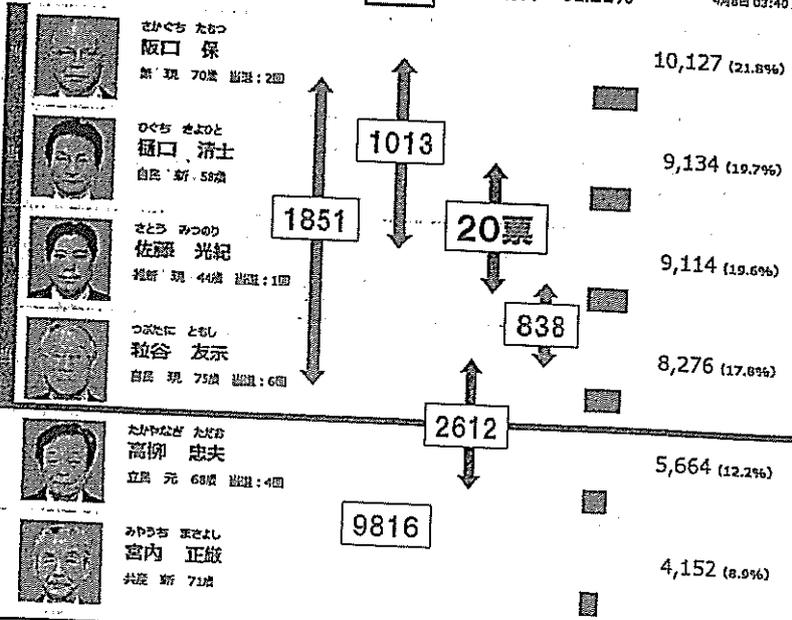
令和2年1月25日(土) 15:00~17:00

会場:生駒市コミュニティセンター
(セイセイビル) 4F



奈良県議選 生駒市

定数 4 / 有効票数 97,378 / 開票終了 / 投票率 48.67% 前回投票率: 52.22% 4月8日 03:40 更新



生駒市における直近実施国政選挙 維新及び他党比例票の推移

□第47回衆議院議員総選挙(比例) 平成26年12月14日執行

	維新の党	自由民主党	公明党	民主党	生活の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	13,121	18,603	4,854	6,531	2,258	5,995	844	218

○第24回参議院議員選挙(比例) 平成28年7月10日執行

	おおさか維新の会	自由民主党	公明党	民進党	新党改革	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	13,120	18,955	5,458	9,890	439	5,517	912	377

□第48回衆議院議員総選挙(比例) 平成29年10月22日執行

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	希望の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
生駒市	9,831	19,917	4,843	10,793	6,982	4,074	446	260

○第25回参議院議員選挙(比例) 令和元年7月21日執行

	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	国民民主党	日本共産党	社会民主党	れいわ新選組
生駒市	11,276	15,439	4,862	6,887	1,851	3,942	638	2,295

※第24回参議院選挙(平成28年)と第48回衆議院選挙(平成29年)は奈良選挙区に候補者(吉野忠男氏)を擁立。



6月・9月・12月 議会報告

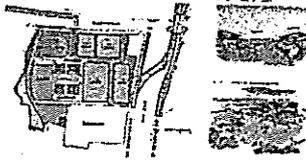
佐藤光紀

6月議会

6月議会 一般質問

- ・仮称(中町道の駅)について
- ・外国人観光客に対する県内医療機関の対応について
- ・県管理道路の舗装維持管理について

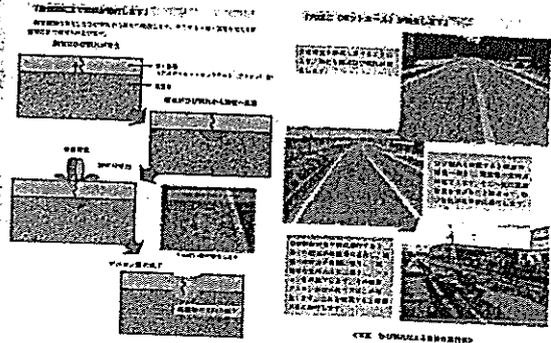
(仮称)中町道の駅 施設レイアウトイメージパース



外国人患者
受入参考書



(参考資料) 茨城県 舗装維持修繕計画



9月議会

9月議会 予算審査特別委員会

期末手当直接規定条例を維新会派で提案 ⇒ 9月議会にて可決

12月議会

議会 代表質問 ①-1

◆奈良県内における政治意識調査について

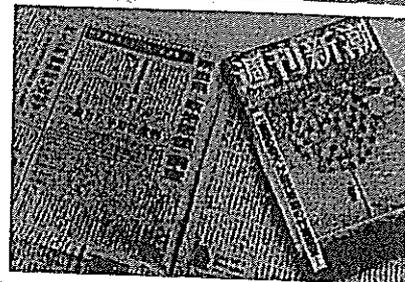
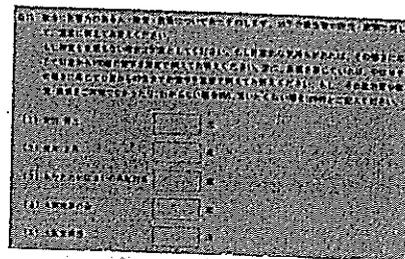
政治意識調査に関する記者会見で
「問題はない」等と発言されていること
について

● 知事に所見を問う

政治意識調査に至るまでの経緯、
調査の作成に携わった専門家の選出、
本調査の設問意図、本調査の有意性について

● 地域振興部長に問う

喝!



議会 代表質問 ①-2

●知事の所見は、地方政治の活性化の為にトップクラスの専門家が作成した調査であるため意義のあるものだと思っている、投票の秘密についても個人が特定できない手続きが取られていると答弁。

●地域振興部長は、必要サンプル数が385であると回答。
現時点で850/2000回収していることから有効性を確保できていると答弁。
各設問の有効性については調査結果を分析しないと判断できないと苦しい答弁。

また、専門家の中に奈良在住の方はおらず、『奈良府民』の政治意識を調査したいという趣旨のもと本調査が行われていると答弁。

議会 代表質問 ①-3

毎日新聞 2019年11月9日

週刊新潮 11月28日号

吉村大阪府知事からも反響が



吉村洋文 (大阪府知事) ●2019/10/20
「大阪都構想」「大阪維新の会」...この意識調査を県の税金で県主催でやるってある意味すごいな。もし、僕が府の税金で府主催で同じ調査やったら、毎日新聞は大騒ぎだろうな。毎日新聞、ここは公私混同！って指摘しないの？俺がマイメールで顧問とやりとりしただけで公私混同って大騒ぎなんだから。

佐藤光紀 (奈良県議会議員) @mitsu...

【なんじゃこりゃ】

奈良県地域振興部市町村振興課の県民意識調査『2019年奈良県内における政治意識調査』なるもので、私の元へある方より持ち込まれた。

安倍晋三、荒井正吾、あなたのお住まいの市町村長を点数つけるのはまだ意味わかりませんが...

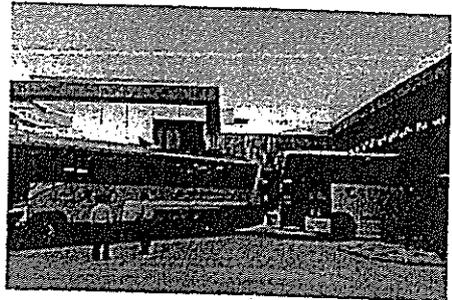
大阪維新の会、大阪都構想の項目が...！？ん？

調査結果の公表を待つてさらなる追求を検討中！！

◆奈良県のバス観光戦略について

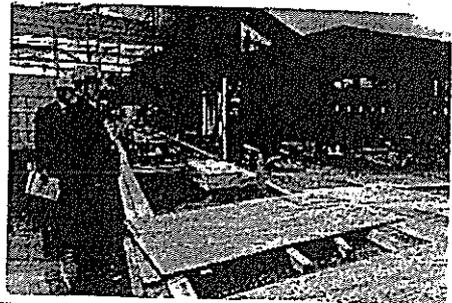
(1)奈良公園バスターミナルの安全対策等について、現状の取組みと今後のどのように改善していくのか

●まちづくり推進局長に問う

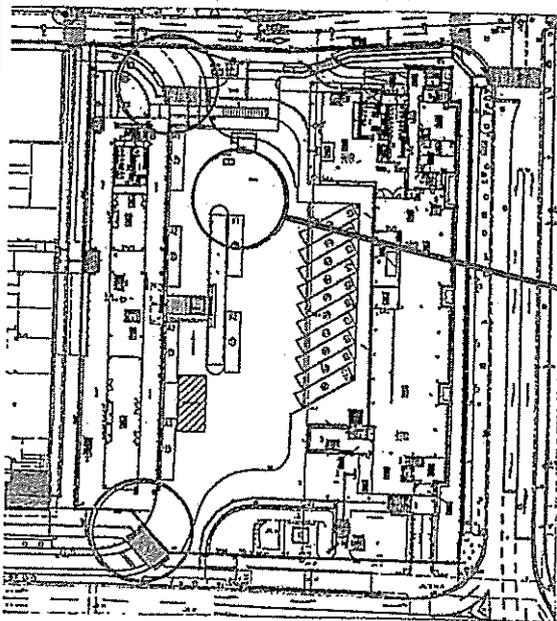


(2)2020年春に開業予定の奈良県コンベンションセンターのバスターミナルについてどのような事前検証を行ったのか

●まちづくり推進局長に問う

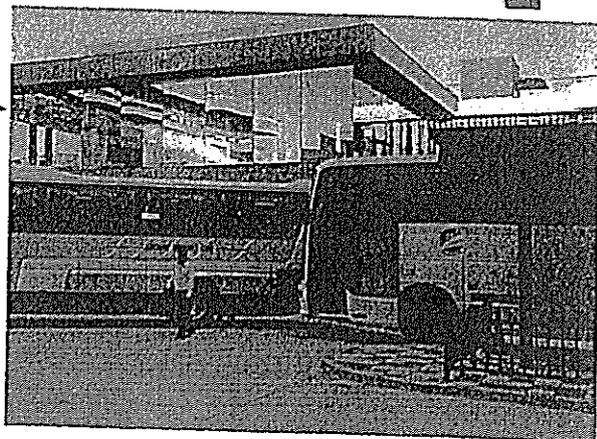


奈良公園バスターミナル



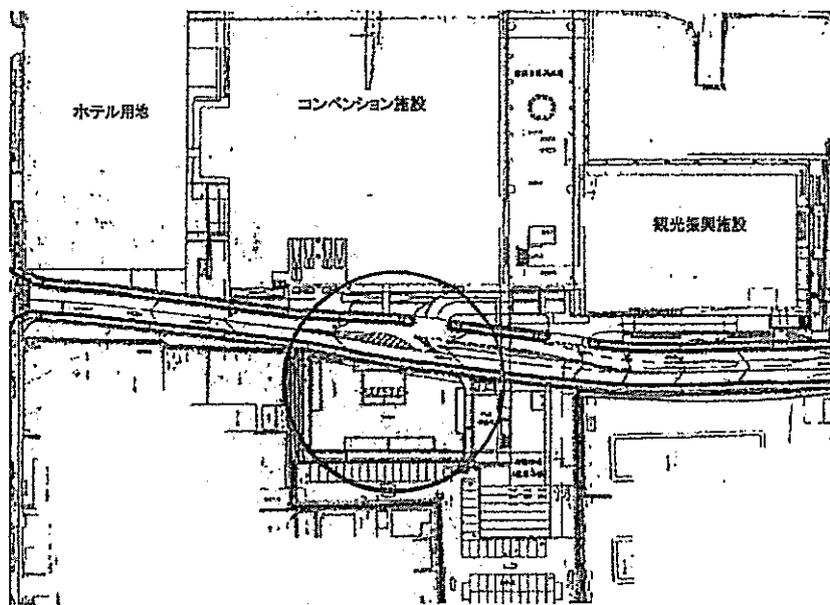
駐車施設設計の専門家の立場から現場を視察している中で

バス同士の接触事故を目撃！



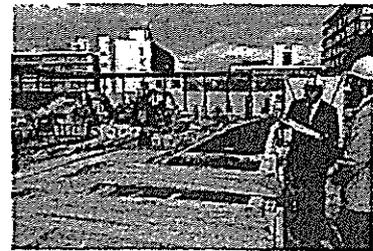
議会 代表質問 ②-3

奈良県コンベンションセンター



コンベンションセンターの
バスターミナル設計について

直接現場を見て、声を聞き、
空気を感じ、現場監督の経験
を活かしての発言に努める。



議会 代表質問 ③-1

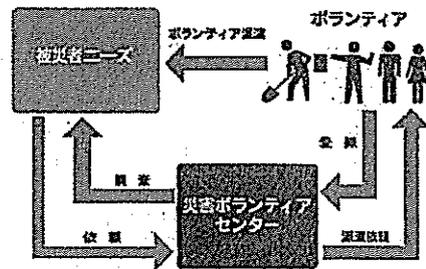
◆今後の被災地支援のあり方について

災害ボランティアの活動を支援する組織体制
の充実を図るとともに、個人負担を軽減する
取組みの検討が必要であると

●くらし創造部長に問う

県災害廃棄物の処分について、県内市町村間
での事前協議や収集運搬体制の検討を始め
ておくべきと考えるがどうかと

●景観・環境局長に問う



面白くする為の十か条

- ・議員報酬・定数の削減
- ・議員期末報酬の定額化
- ・政務活動費の不正防止



⇒身を切る改革は行財政改革の第一歩

- ・関西広域連合に全面参加
(広域産業振興分野、広域医療分野の参加)

- ・少子化対策、子育て支援
(教育費無償化、各種支援策の充実)

- ・福祉・医療・教育の向上政策

- ・県下耐震不足施設への対策

- ・原発フェードアウトを推進

- ・環境保全の推進 (里山理念)

- ・殺処分ゼロ、共生社会づくり



維新

身を切る改革、
実行中。

維新はやるべき時代を切り

維新会派主導により、奈良県議会では

- ①月額報酬は10%削減を実施中
- ②議員定数を1名削減 → 43名に
- ③期末手当は直接規定制に変更!

実効性 一期末手当直接規定案例を維新会派にて提出 実効性
令和元年9月定例会にて可決されました!

佐藤みつのり 政策プロジェクト

2期目のチャレンジ！始動！

1. 動物虐待・殺処分0プロジェクト(犬・猫) ⇒ 進行中
2. 岩戸プロジェクト(引きこもり対策) ⇒ 進行中
3. 更生プロジェクト(少年院出院者支援) ⇒ 進行中
4. 大和プロジェクト(観光・イベント) ⇒ 計画中
5. バス観光・道の駅プロジェクト(産業振興) ⇒ 計画中

令和の時代、必ず時代が動く。

議員に求められる3つの力

『共感力、実践力、そして稼ぐ力』

共感力、実践力、稼ぐ力

- ① 共感(感じる) ≠ 賛同(考える) 
- ② 共感を増幅させるのは熱量
- ③ 共感を高めるのは思いやり

共感力、実践力、稼ぐ力

力の源、皆さんと共に！



佐藤事務所開設 & 常駐STAFF



地元での活動

チラシ製作・配布



現場視察を重視



府県政協協



朝夕・駅頭活動



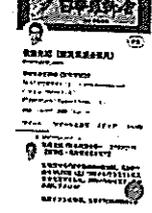
実戦！議会活動

SNS戦略 先ずはホームページ



Facebook

Twitter



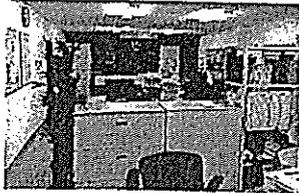
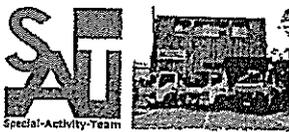
YouTube



弾丸東大阪！維新やながせ必死のバッチで日帰り選挙応援…やなチャンネル・3768 回視聴 3か月前

共感力、実践力、稼ぐ力

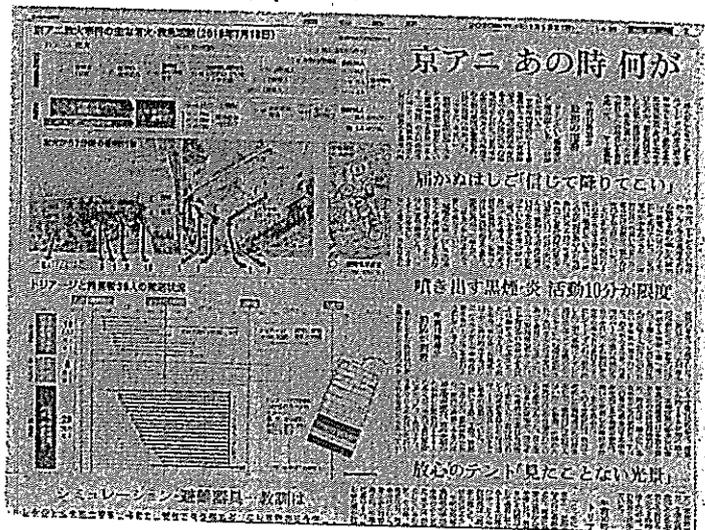
年商約2億、従業員10名



京都新聞1/17



朝日新聞(全国朝刊)1/19



皆と出会ったことを感謝に思い。君と働いている事を誇りに思う。

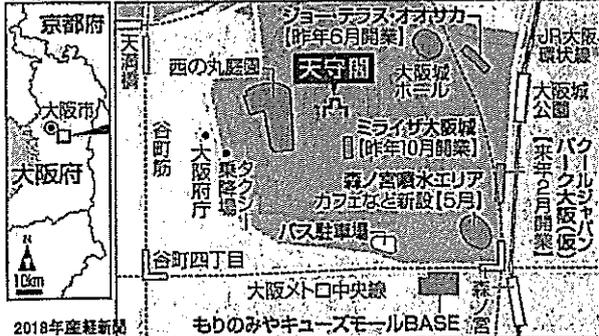
共感力、実践力、**稼ぐ力**

- ①**稼ぐ力** ≠ 儲ける
- ②行政に欠けているのは**稼ぐ力**
(稼ぐ力を認識する力も欠けている)
- ③赤字に対しての**意識と姿勢**



改革前は 4000万円の赤字
改革後は **2億5000万円の黒字**

大阪城天守閣は3年連続で入館者最高記録を更新した



『大阪城パークマネジメント
共同事業体』が発足(2016年)

観光客を獲得せよ!
観光バス駐車場は50台から95台に拡大
一般駐車場も拡大、訪問し易い環境を整備

インスタ映えを狙え!

奈良の行政は関与しすぎ、大阪の行政を見習うべき!

後援会の会員を募集しております！

入会を希望される方はスタッフまで
お声かけください

感謝

ご清聴ありがとうございました。

奈良県議会議員 佐藤みつのり

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和元年 10 月 31 日				
表題と発行部数	令和元年秋号ちらし 1000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 500 部、駅立ち 500 部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県総支部紹介 ・奈良県バスターミナル問題 ・殺処分ゼロを目指す奈良県議会議員連盟設立予定 ・事務所リニューアル 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	4,670 円	A4 両面印刷カラー 1,000 部	120
※ 50%充当 合計 4,670 円×50%=2,335 円					
備考	添付資料：令和元年秋号 ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

維新

維新はやる。次の時代を創る。

身を切る改革、
実行中。

維新会派主導により、奈良県議会では

- ①月額報酬は10%削減を実施中
- ②議員定数を1名削減 → 43名に
- ③期末手当は直接規定制に変更！

実
有
行
言

→ 期末手当直接規定条例案を維新会派にて提案
令和元年9月定例議会にて可決されました！

実
有
行
言

奈良県バスターミナル問題、
計画及び運営が早計すぎる！

実は佐藤はバスターミナル等の
設計を得意とする駐車場設計の
専門家。さて、奈良県の対応は...

奈良県下、体育館の空調は一刻も早く入れるべき！

予算委員会にて知事に総括質疑を行った際、知事は開口一番に「入れるべきである」と所見を述べた。さあ、県教育委員会や各市町村教育委員会はどうするのか...

動物虐待・殺処分ゼロを目指して！



佐藤がとった奇策、それは議員連盟の樹立！ベテラン議員を巻き込んでの展開へ！
殺処分ゼロを目指す奈良県議会議員連盟を設立予定！

緊急報告！ 被災直後、週末までの『間』の落とし穴

佐藤が経営する会社より、
10月16日(水)～18日(金)
飲料水5760本、土嚢袋等の
一式資材を救援物資として、
長野県へユニック車で派遣。

詳しくは佐藤みつのりFacebook や twitterにて配信中！



北葛城郡選出
代表代行



奈良県議会議員
清水 勉

生駒市選出
総務会長



奈良県議会議員
佐藤 光紀

奈良市選出
青年局



奈良県議会議員
中川 崇

生駒郡選出



奈良県議会議員
小林 誠

女性議員誕生



生駒市議会議員
梶井 憲子

幹事長



大和高田市議会議員
森本 尚順

政調会長



大和郡山市議会議員
丸谷 利一



奈良市議会議員
大西 淳文



葛城市議会議員
杉本 訓規



斑鳩町議会議員
溝部 真紀子



橿原市議会議員
原山 大亮



香芝市議会議員
中谷 一輝



桜井市議会議員
小西 誠次



大和郡山市議会議員
関本 真樹

県議会議員4名
市議会議員9名
町議会議員1名

一緒に政治を
やりませんか

INFORMATION

奈良県議会議員

佐藤みつのり事務所



◆事務所リフォーム◆



◆佐藤みつのりWebホームページ◆



◆事務所をリフォーム・ホームページをリニューアルしました
多くの皆様のお越しと、アクセスをお待ちしております。

佐藤みつのり事務所

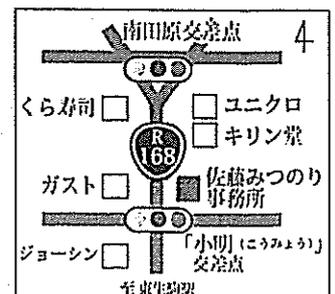
〒630-0201 生駒市小明町556-3

TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489

URL:https://www.mitsunori-sato.com/



日々、発信を続けております！



国道168線沿い、「小明」交差点角。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和元年 12 月 16 日				
表題と発行部数	令和元年冬号ちらし 2,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング 1,500 部、駅立ち 500 部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 19 回県政報告会案内 ・ 政治意識調査について ・ 殺処分ゼロを目指す奈良県議会議員連盟設立 ・ その他県政活動 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	7,810 円	A4 両面印刷カラー 2,000 部	140
		※ 50% 充当 合計 7,810 円 × 50% = 3,905 円			
備考	添付資料：令和元年冬号 ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 佐藤みつのり

日本維新の会 奈良県総支部 総務会長



県役職

- ・ 議会改革推進会議 委員長
- ・ 厚生常任委員会 副委員長
- ・ 観光振興対策特別委員会 委員
- ・ 殺処分ゼロを目指す議員連盟 副会長

維新

身を切る改革、実行中。
維新の会、次の時代を拓く。

第19回県政報告会のご案内

日時

開始時間がいつもより遅いため、ご注意ください。

令和2年1月25日 (土)

開始15:00 ~ 17:00

会場

生駒市コミュニティセンター
(生駒セイセイビル) 4F

※お車で越しの方は市営駐車場をご利用ください

問合せ 080-3857-3100 (担当:加藤)



議会報告

その時、佐藤は何を仕掛けたのか…

- ・ 奈良県内における政治意識調査について
- ・ 奈良県のバス観光戦略について
- ・ 今被災地支援のあり方について



政治談話 令和の時代、必ず時代が動く。

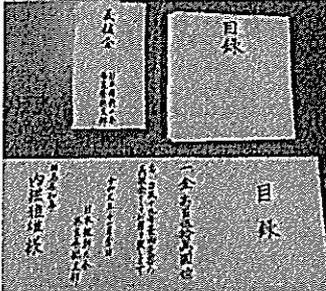
議員に求められる3つの力
『共感力、実践力、そして稼ぐ力』

その他 2期目の活動方針など、皆様にご報告させていただきます



行言

- 維新会派主導により、奈良県議会では...
- ①月額報酬は10%削減を実施中
 - ②議員定数を1名削減⇒43名に
 - ③期末手当は直接規定制に変更
- ⇒期末手当直接規定条例案を維新会派にて提案



日本維新の会 奈良県総支部 (所属14名の議員)が義援金 (150万円)を福島県知事にお渡し致しました。

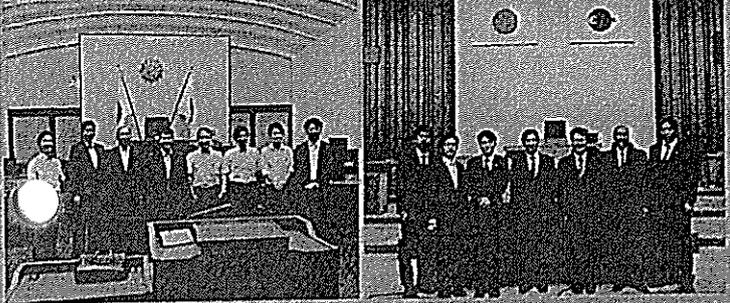
被災地の一刻も早い復興は、実際に行動しなくては始まらない。口先だけの政治は令和の時代にはいらない!

佐藤は被災直後の10月16日～18日において、長野県に飲料水5760本、土嚢袋等の資材一式をユニック車で派遣し、災害廃棄物収集運搬なども行って参りました。その後、県議会において被災地支援の在り方について、提案を含む代表質問を行いました。



◆『日本維新の会』府県議の交流

日本維新の会所属の奈良、京都、兵庫、和歌山の維新所属の府県議会議員で意見交換を行い、大阪維新の方向性を継承し、斬新な改革を目指します。

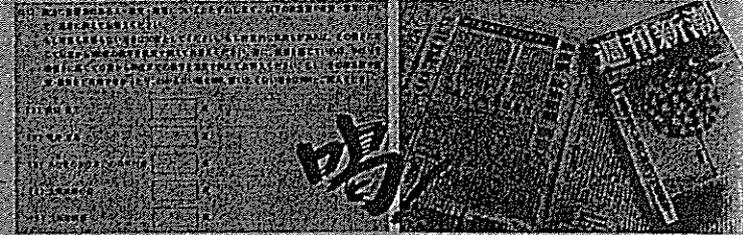


8月議員交流 和歌山県議会にて 11月議員交流 奈良県議会にて

政治意識調査が行われた直後から、佐藤は問題提議を行っております。新聞や週刊誌などの各メディアからも取材を受けた上、世論を形成に努め、12月議会の代表質問に挑みました。

その結果、想像以上の激しい論戦となりましたが、それでも突き進もうとする(！?)県行政…

世間一般と行政の『感覚のズレ』が現れている!



【不適切とされる政治(議員)】 奈良県特有の課題等を聞かず、先駆けたのはSNSからの発信。大阪都構想の賛否を聞いたり、各メディアが反応し、各県議も投票先をしつこく聞く、県の調査問題視するきっかけとなった。

◆徹底した現場主義

人は十人十色、議員も色々。私は現場監督から議員になって参りますので現場に重きをおいています。

現場を見る、声を聞く、雰囲気などを確かめてからの発信を行う様に心掛けております。

やはり、大事です。現場は…



◆奈良らしい活動を支援します!

「奈良公園ゴミゼロプロジェクト」

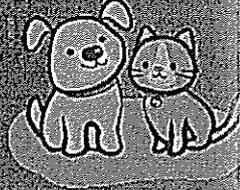
奈良公園の環境問題で鹿の交通事故やゴミの誤飲による死亡など、関係機関と連携して実態調査を続けております。



【動物虐待・殺処分ゼロを目指して!】

動物愛護を推進し、動物の命を大切にするための取組

「殺処分ゼロを目指す奈良県議会議員連盟」を設立!
佐藤は議員連盟の副代表に就任いたしました。



事務所に皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています。



日々、発信を続けております!

佐藤みつのり事務所
〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489
HP: <https://mitsunori-sato.com>



HP QRコード

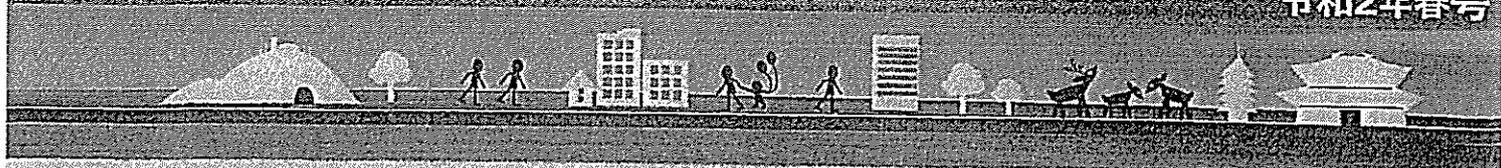


政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和2年2月19日				
表題と発行部数	令和2年春号ちらし 1000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング500部、駅立ち500部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により1/2按分 政党等、政務活動以外の記事が50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス関連情報 ・県政報告会の報告 ・身を切る改革実行中 ・長野県被災地支援 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	5,110円	A4両面印刷カラー 1,000部	181
	※ 50%充当 合計 5,110円×50%=2,555円				
備考	添付資料：令和2年春号 ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員 佐藤みつのり

日本維新の会 奈良県総支部 総務会長



【生駒市選出・県議会議員】

- ・議会改革推進会議 委員長
- ・厚生常任委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員
- ・殺処分ゼロをめざす議員連盟 副会長

維新

身を切る改革、実行中。
維新はやる次の時代を創る

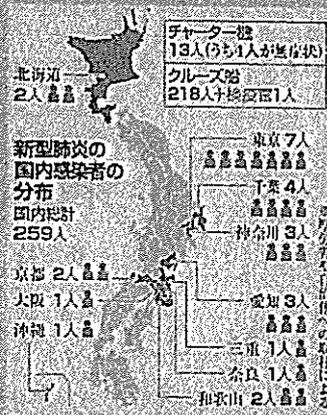
新たな課題！インバウンド感染症

新型コロナウイルス感染拡大中 「国内発生」の早期」段階

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短時間で世界中に広まっています。日本国内では感染症法上の「指定感染症」とする政令が2月1日に施行されました。

国内感染者は2/17AM現在59人（※クルーズ船355人）となりました。

WHOは、新型コロナウイルスが引き起こす病状について「COVID(コビット)-19」と名付けたと発表しました。政府は16日に専門家会議を開き、現状「国内発生」の早期であると評価し、医療・相談体制を拡充する方針を発表しました。



※産経新聞 2020/2/14 22:51

※NHK 日本経済新聞

新型肺炎(コロナウイルス)の特徴

	新型肺炎	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	中東呼吸器症候群 (MERS)
患者数	7万548人	8069人	2494人
死者数	1770人	775人	858人
死亡率	2~3%	9.6%	34.4%
患者1人から感染する人数	1.4~2.5人	2、3人程度	1人程度
潜伏期間	(1~12.5日)	2~10日程度	2~14日程度
	(平均5.2日 最長24日)	※専門家への取材などを基に作成	

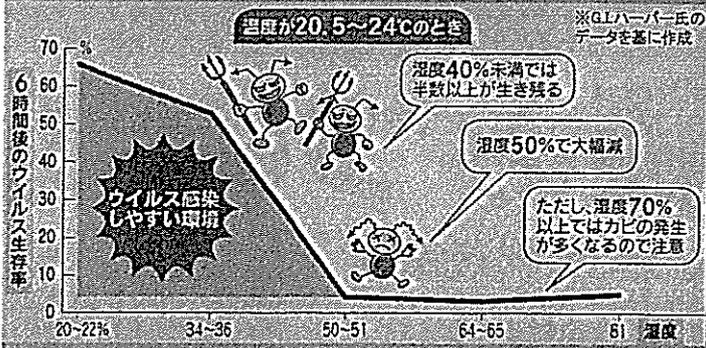
有効な対策・正しい情報発信を

感染症の予防に、手洗い、マスクの着用、うがい、アルコール消毒が有効であることが分かっています。

生駒事務所でもマスク・アルコール消毒・除菌シートを用意し、正しいマスクの装着方法を確認しました。その後、県庁関係部局との打合せをし、最新情報を共有しています。正しい情報発信と感染拡大の収束をはかって参ります。



◆多湿に弱いウイルス、目安は湿度50%

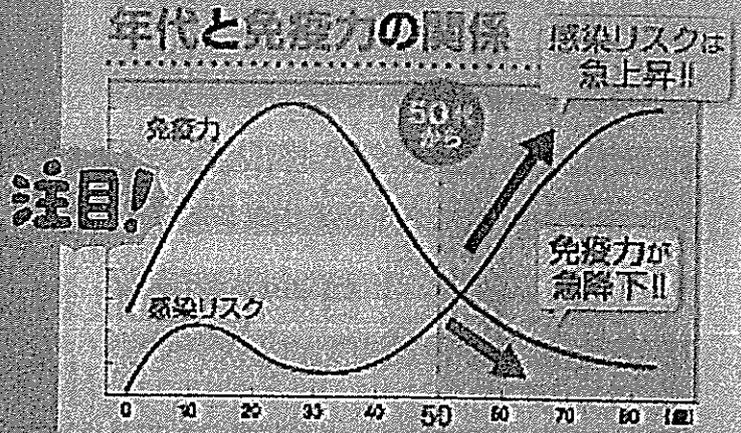


上記グラフが示すように湿度50%の環境ではウイルス感染のリスクが大きく低下する。

◆メーカー各社は増産態勢、冷静な対応を

厚生労働省やメーカーは、医療従事者が使うマスクの安定供給に全力を挙げている。メーカー各社は、生産ラインを24時間フル稼働させるなどして増産に力を入れる。ただ、医療現場向けに加え、薬局などが扱う一般消費者向けのマスク製造にも追われており、需要に供給が追いついていない。

不織布マスクの装着方法



・免疫力が低下する世代は、感染リスクが高い。
・感染した際に重症化となるリスクが高いため注意が必要。

効果的な
☑ 感染症予防!

- 1番、手洗い
- 2番、うがい
- 3番、マスク
- 4番、機器類



感謝

◆第19回佐藤みつのり県政報告会 満員御礼

去る、1月25日に第19回佐藤みつのり県政報告会を開催いたしました。多くの方にご参集いただきました。御礼申し上げます。

県議会任期も2期目に入り、政策プロジェクトの報告・政治談話など盛りだくさんの内容となり皆様からも多くの質疑を頂きました。今後の政策の糧として参ります。

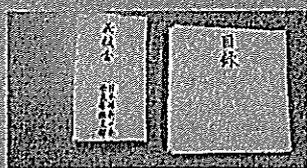


◆身を切る改革、実行中!

維新会派主導により、奈良県議会では...

- ①月額報酬は10%削減を実施中...※1
- ②期末手当は直接規定制に変更...※2
- ③議員定数を今任期より1名削減⇒43名

※1...任期未おでの月額報酬削減、継続議案を可決
※2...期末手当直接規定条例案を維新会派にて提案



日本維新の会 奈良県総支部 (所属14名の議員)が義援金 (150万円)を福島県知事にお渡し致しました。

被災地の一刻も早い復興は、実際に行動しなくては始まらない。口先だけの政治は令和の時代にはいらない!

実
有
行
言

佐藤が経営する会社において、被災直後の10月16日～18日、長野県に飲料水5760本、土嚢袋等の資材一式をユニック車で派遣し、災害廃棄物収集運搬なども行って参りました。⇒その後、12月県議会において被災地支援の在り方について、提案を含む代表質問を行いました。また、救助活動におしは長野市長より御礼の書簡を賜りました。今後の励みとしましゅ!



「被災地支援」に関するお問い合わせ先
〒630-0201 生駒市小町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489

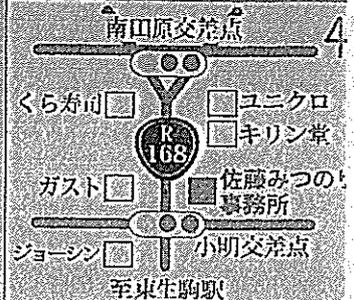
事務所及びHPにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています。



日々、発信を続けております!

佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和2年2月28日				
表題と発行部数	令和2年新春号ちらし 35,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 32,200部 ポスティング 2,000部、駅立ち 800部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政報告会の案内 ・ 身を切る改革実行中 ・ 長野被災地支援 ・ 政治意識調査 ・ 県政活動 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio kiti 村田	149,122円	B4 両面カラー	188
	新聞折込代	サンケイ 広告	113,212円	生駒市内 32,200部	192
	※ 50%充当 合計 262,334円×50%=131,167円				
備考	添付資料：令和2年新春号 ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

新春



● 奈良県議会議員

佐藤みつのり

日本維新の会 奈良県総支部所属

【生駒市選出・県議会議員】

- ・議会改革推進会議 委員長
- ・厚生常任委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員
- ・殺処分ゼロをめざす議員連盟 副会長



維新

身を切る改革、実行中

日本維新の会

第19回県政報告会のご案内

日時

開始時間がいつもより遅いため、ご注意ください。

令和2年1月25日（土）

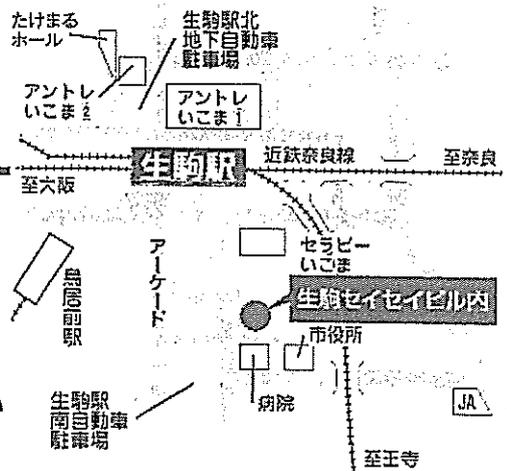
開始15:00 ~ 17:00

会場

生駒市コミュニティセンター
（生駒セイセイビル）4F

※お車でのご越しの方は市営駐車場をご利用ください

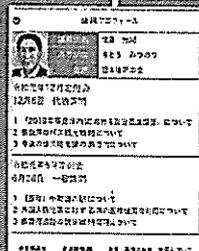
☎お問合せ 080-3857-3100（担当：加藤）



議会報告

その時、佐藤は
何を仕掛けたのか...

- ・奈良県内における政治意識調査について
- ・奈良県のバス観光戦略について
- ・今被災地支援のあり方について

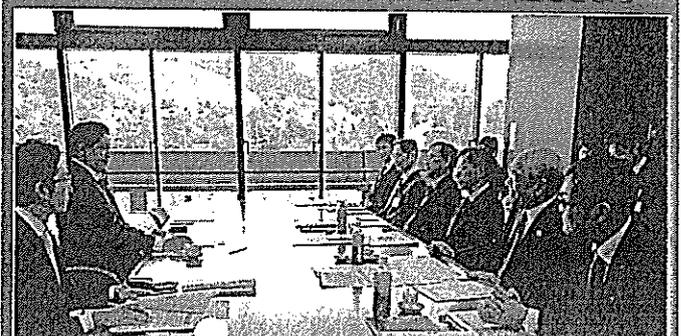
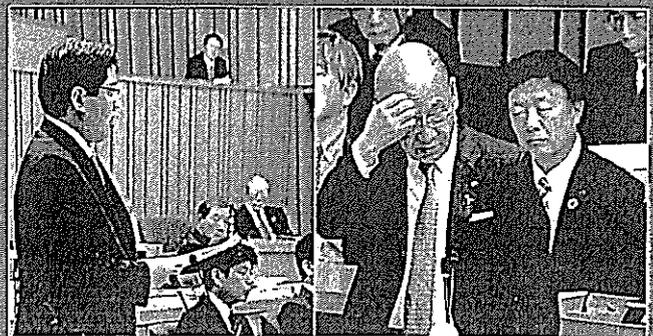


県内での政治意識調査結果を報告しています

令和の新しい時代 政治談話

議員に求められる3つの力 『共感力、実践力、そして稼ぐ力』

その他 2期目の活動方針など、皆様にご報告させていただきます



◆身を切る改革、実行中！

実
行
言

維新会派主導により、奈良県議会では...

- ①月額報酬は10%削減を実施中...※1
 - ②期末手当は直接規定制に変更...※2
 - ③議員定数を今任期より1名削減⇒43名
- ※1...任期末までの月額報酬削減・継続議案を可決
 ※2...期末手当直接規定条例案を維新会派にて提案

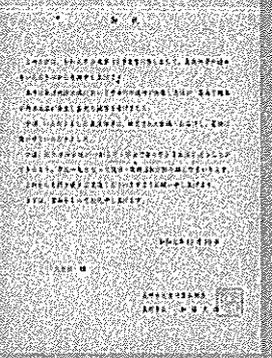


日本維新の会 奈良県総支部
 (所属14名の議員)が義援金
 (150万円)を福島県知事にお渡し致しました。



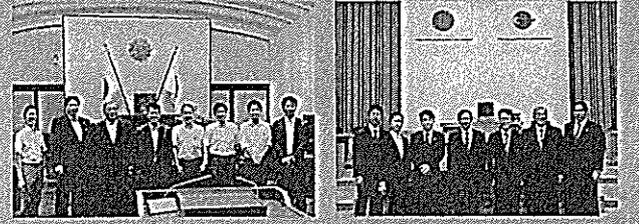
被災地の一刻も早い復興は
 実現に向けなくては始ま
 らない。口先だけの政治は
 令和の時代にはいらない！

佐藤が経営する会社において、被災直後の10月16日～18日、
 長野県に飲料水5760本、土嚢袋等の資材一式をユニック車で
 派遣し、災害廃棄物収集運搬なども行って参りました。
 ⇒その後、12月県議会において被災地支援の在り方について、
 提案を含む代表質問を行いました。また、救助活動においては
 長野市長より御礼の書簡を賜りました。今後の励みとします！



◆『日本維新の会』府県議の交流

日本維新の会所属の奈良、京都、兵庫、和歌山の
 維新所属の府県議会議員で意見交換を行い、大阪
 維新の方向性を継承し、斬新な改革を目指します。



8月議員交流 和歌山県議会にて 11月議員交流 奈良県議会にて

◆追及！県の政治意識調査

政治意識調査が行われた直後から、佐藤は問題
 提議を行っております。新聞や週刊誌などの各メ
 ディアからも取材を受けた上、世論を形成に努め、
 12月議会の代表質問に挑みました。

その結果、行政側と激しい論戦となりましたが、
 それでも突き進むとすること(！)県行政...

世間一般と行政の『感覚のズレ』が現れている！！



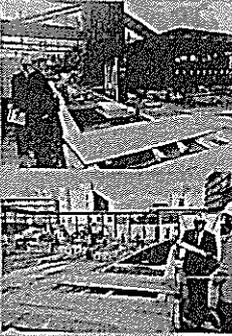
【不適切とされる改革を断行】
 奈良県特有の課題等を聞かず、
 大阪都構想の賛否を聞いたり、
 投票先をしつこく聞く、県の調査

【Twitterを駆使した関係性】
 先駆けたのはSNSからの発信、
 各メディアが反応し、各県議も
 問題視するきっかけとなった。

◆徹底した現場主義

人は十人十色、議員も色々。
 私は現場監督から目覚め、
 現場に重きを置いて
 います。

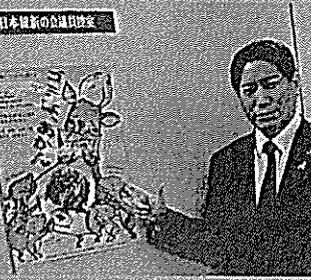
現場を見る、声を聞く、雰囲気
 などを確かめてからの発信を行
 う様に心掛けております。
 やはり、大事です。現場は...



◆奈良らしい活動を支援します！

「奈良公園ゴミゼロプロジェクト」

奈良公園の環境問題で
 鹿の交通事故やゴミの
 誤飲による死亡など、
 関係機関と連携して実態
 調査を続けております。



◆議員連盟の設立を起案

「殺処分ゼロをめざす奈良県議会議員連盟」
 を設立！佐藤は本議員連盟の
 副会長に就任いたしました。

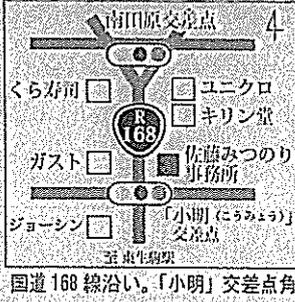


事務所及びHPIにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています。

日々、発信を続けております！
 佐藤みつのり事務所
 〒630-0201 生駒市小明町556-3
 TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489
 URL: https://mitsunori-sato.com



HP QRコード



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年月日	令和2年3月11日、3月28日				
表題と発行部数	新型コロナウイルスに関するアンケート調査 (2回実施)				
対象者	地域住民				
配布方法	郵送				
発行目的	新型コロナウイルスに関して、地域の皆さんの意見を集めて今後の県政に生かす				
按分率の説明	県政と党の活動に生かすため、政務活動と政党活動で按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの目的は？ ・現在マスクの在庫は？ ・マスク不要論についての意見募集 ・新型コロナ対策についての意見募集 等 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便	4042円	94円×43通	198
	郵送代	日本郵便	4,324円	94円×46通	208
※ 50%充当 合計 8,366円×50% = 4,183円					
備考	添付資料：アンケート用紙				

注 発行した広報紙を添付してください。

マスクについてのアンケート

令和2年3月吉日
佐藤みつのり事務所

A. マスクはどんな目的でつけていますか？(複数回答可)

- 1.自身の感染症予防のため
- 2.感染症を周りに移さないため
- 3.花粉症のため
- 4.人目が気になるから
- 5.その他(_____)

B. 現在何枚のマスクがありますか？

日付: 3月__日現在 (_____)枚

C. 同封させて頂いたマスクはいかがですか？(複数回答可)

- 1.使いたい
- 2.市販マスクがなくなったら使いたい
- 3.手作りマスクは使いたくない
- 4.手作りマスクを作ってみたい
- 5.すでにマスクを作った→素材は？(_____)
- 6.その他(_____)

性別 男・女 _____ 歳代

お名前 (_____)

ご協力ありがとうございました。

回答方法はメール、FAX、LINE、電話…どのような方法でも結構です。

電話:0743-25-4675

FAX:0743-25-2489

Mail:mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp



コロナ対策(マスク編)アンケート

令和2年4月4日
佐藤みつのり事務所

A. 同封されたマスクについて

- 1.使いやすい
- 2.使いにくい
- 3.わからない
- 4.作り方を知りたい
- 5.その他 ()

B. マスク不要論について、どう思われてますか？

- 1.賛成
- 2.反対
- 3.わからない

ご意見欄

C. 3月末における新型コロナ対策についての皆さまのご意見

- 1.国(地方行政)に任せているので意見無し
- 2.諦めているので意見無し
- 3.意見有り ()

性別 男・女 _____ 歳代
お名前 (_____)

ご協力ありがとうございました。

回答方法はメール、FAX、LINE、電話…どのような方法でも結構です。

電話:0743-25-4675

FAX:0743-25-2489

Mail:mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和元年6月27日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動(政党支部へのリンク等)の比率により1/2按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・政策 ・活動報告 ・県民への意見募集 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー維持費	さくらインターネット	4,328円	維持費5~12月分	1
	維持管理費	八木友代	30,000円	更新料4~6月分	39
	Webサイト作成費	佐藤拓也	248,400円	Webサイト構築業務	77
	維持管理費	中垣由梨	49,500円	更新料8~10月分	116
	サーバー維持費	さくらインターネット	1,392円	維持費1~3月分	149
	維持管理費	中垣由梨	49,500円	更新料11~1月分	187
支出額合計 383,120円			(50%按分=191,560円)		
備考	ホームページアドレス： https://mitsunori-sato.com./ 添付資料 ・さくらインターネット契約書 ・Webサイト管理・更新業務の契約書 ・Webサイト構築業務契約書				



契約書

佐藤みつのり事務所御中

八木友代(フリーランス)

〒630-0241 奈良県生駒市松美台 19-37

自宅 TEL : 0743-73-6500 携帯 TEL : [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「八木友代」を「乙」と記します。

● 契約内容

Web サイト管理・更新業務

「佐藤みつのり コミュニケーション Web サイト」

<http://www.mitsunori-sato.com/>

- ・ 期間
2019年4月1日～2019年6月30日
- ・ 費用
各1ヶ月間 10,000円

乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を随時行います。

お支払い方法

銀行振り込みにて。3ヶ月毎とさせていただきます。

甲記名 佐藤 光紀 [REDACTED]

乙記名 八木 友代 (八木印)

以上



契約書

佐藤みつのり事務所 御中

佐藤 拓也

〒630-0215 奈良県生駒市東菜畑 2-42-303

E-mail [REDACTED]

携帯 [REDACTED]

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」、「佐藤拓也」を「乙」と記します。

○契約内容

Web サイト構築業務

「佐藤みつのり コミュニケーション Web サイト」

<https://www.mitsunori-sato.com/>

・期間

2019年6月1日～2019年7月31日

・費用

248,400 円 (税込)

乙は上記期間、甲の Web サイト構築業務を行います。

○お支払い方法

銀行振込とさせていただきます。

2019年 5月 31日

甲

佐藤 光紀 [REDACTED]

乙

佐藤 拓也 [SEAL]

以上



契約書

佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign 中垣 由梨

〒630-0262 奈良県生駒市緑ヶ丘 1420-2-217

TEL 

E-mail 

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「中垣由梨」を「乙」と記します。

契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

期間

2019年8月1日～2020年3月31日

費用

各1ヶ月間 15,000円

お支払い方法

銀行振込にて。3ヶ月毎とさせていただきます。

- ・乙は甲の上記期間、甲のWebサイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月3件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

甲記名

佐藤 光紀 

乙記名

中垣 由梨 

以上

Subject: お申し込み受付完了のお知らせ [ens32661]

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Date: 2019/1/8, Tue 11:30

このメッセージはさくらインターネットのサービス登録システムより自動送信されています。
お心当たりのない場合は、他の方がメールアドレスを間違えて登録された可能性がございます。
その際には、誠にお手数ですが本メールへの返信にてご連絡ください。

佐藤 光紀 様

この度は、さくらインターネットのサービスをお申込みいただきまして誠にありがとうございます。
お客様からのお申込みを受付けましたので、ご連絡いたします。

◎ 会員登録情報

会員ID : [REDACTED]
ご契約者名 : 佐藤 光紀 様
電子メール : [REDACTED]

◎ サービス情報

サービス名 : さくらのレンタルサーバスタンダード
サービスコード : 113100089483
お申込日 : 2019/01/08

※以下の会員メニューよりお申込み状況が確認いただけます。

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/>

会員IDとパスワードをご入力の上、ご利用ください。

■お支払い方法について

- ・銀行振込をご選択の場合、30分以内にご請求内容案内メールが送信されます。
- ・請求書払いをご選択の場合、請求書を郵送いたします。
請求書到着後、お支払いをお願いいたします。

- ・銀行振込、請求書払いをご利用の場合は、支払期限までにご入金がないと自動的にキャンセルとなります。
- ・クレジットカードをご選択の場合
「[さくらインターネット][新規お申込み]クレジットカードによるお支払確認について」メールをお送りします。

■約款・個人情報の取扱いについて

基本約款、以下のサービス約款および個人情報の取扱いについてに同意することがサービス利用の前提条件となります。利用開始の前に以下を必ずご確認ください。

基本約款：[https://www.sakura.ad.jp/agreement/\[a\]yakkan0_kihon.pdf](https://www.sakura.ad.jp/agreement/[a]yakkan0_kihon.pdf)
レンタルサーバサービス約款：[https://www.sakura.ad.jp/agreement/\[a\]yakkan1_rentalservice.pdf](https://www.sakura.ad.jp/agreement/[a]yakkan1_rentalservice.pdf)
個人情報の取扱いについて：<https://www.sakura.ad.jp/privacy/statement/>

■ 会員情報の変更について(会員メニュー)

ご契約の際にご登録いただいた住所や電話番号、メールアドレスなどに変更がある場合、以下URLの会員メニューよりお客様ご自身にて手続きいただけます。

《 会員メニュー - お客様情報の確認と変更 》
<https://secure.sakura.ad.jp/menu/member.php>

ご不明な点やご質問等ございましたら、本メール返信にてお問い合わせください。

今後ともさくらインターネットをよろしくお願いいたします。

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■Twitterサポート

https://twitter.com/sakura_ope

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■電話・メールによるお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052622>

電話受付時間：平日 9:45 - 18:00(土日祝、当社指定休日は休み)

メール受付時間：10:00 - 18:00(土日祝営業、当社指定休日は休み)

Subject: [さくらインターネット][お申込み]ご請求について [請求書No.18898631]

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Date: 2019/1/8, Tue 11:40

このメッセージはさくらインターネットのサービス登録システムより自動送信されています。
お心当たりのない場合は、他の方がメールアドレスを間違えて登録された可能性がございます。
その際には、誠にお手数ですが本メールへの返信にてご連絡ください。

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

さくらインターネットのサービスをお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきましたサービスの利用料金について、以下のとおり請求させていただきます。

下記の金額および料金の振込先をご確認いただき、期限までにお支払いただきますよう、お願い申し上げます。

■ ご請求内容 ■

お申込日 2019年01月08日
お支払期限 2019年01月22日

お申込者 佐藤 光紀 様
会員ID [REDACTED]
請求書番号 18898631
請求金額 6,171円 (内消費税額 456円)

詳細は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=18898631>

《 料金の振込先 》

以下振込先口座へお振込みください。

振込先口座: 三井住友銀行 [REDACTED]
口座名義 : サクラインターネット(カ

- ・振込手数料はお客様にてご負担ください。
- ・弊社では、会員IDごとに異なった振込先の口座番号を設けております。振込先口座番号と振込み人名義をもとに確認をお取りしておりますので必ず上記に指定の口座番号へ、ご契約者名義でお振込みください。
- ・ご契約者以外の名義でお振込みの場合、会員IDを付けてお振込みください。(ご契約者名義でお振込みいただけない場合は、確認が取れずに未納の扱いになることがあります。)

その他、銀行振込時の注意事項については以下URLにてご確認ください。

▼銀行振込時の注意事項

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

※本請求は、会員メニューよりクレジットカードでお支払いいただけます。
方法は以下URLをご参照ください。

▼クレジットカード即時決済の方法

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

■ ご確認ください ■

※ 料金のお支払い後は、お申込みのキャンセルができません。
サービス内容をご確認の上、お支払いください。

※ ご利用開始までの所要日数の目安は、以下のURLをご参照ください。

▼ご利用開始までの目安

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206224341>

※ ご入金の確認に1~2営業日ほどかかる場合がございますので、支払期限をご確認の上、お早めにお支払いください。
支払期限日の1週間後までに弊社側でお支払いの確認が取れません場合

お申込みはキャンセル扱いとなります。

※ 毎月払いをご指定の場合、初回のみ2ヶ月分をご請求しております。
次回ご請求時にご契約期間が月末締めになるよう調整させていただくため
日割料金のご請求となる場合がございます。

※ 今回請求分のお支払方法は変更できません。
次回以降の更新費用請求についてお支払方法の変更をご希望の場合、初回
ご利用料金をお支払い後、会員メニューから変更いただけます。

▼サーバ系サービスの支払方法の変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206205301>

▼独自ドメインの支払方法の変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052692>

※ お支払いの際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では領収書は発行しておりませんので、大切に保管ください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただくことがあります。過不足なくお支払いいただいた場合、お支払確認のメールはお送りしておりません。

お支払い状況の確認につきましては、会員メニューをご利用ください。

▼会員メニュー ～請求書一覧～

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B1010>

■ 会員情報の変更について

ご登録情報に変更がある場合は、会員メニューよりご変更ください。
手順については以下に記載のマニュアルをご参照ください。

▼登録情報の確認・変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206205311>

ご不明な点やご質問等ございましたら、本メール返信にてお問い合わせください。

今後ともさくらインターネットをよろしく願いたします。

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■Twitterサポート

https://twitter.com/sakura_ope

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■電話・メールによるお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052622>

電話受付時間 : 平日 9:45 - 18:00(土日祝、当社指定休日は休み)

メール受付時間: 10:00 - 18:00(土日祝営業、当社指定休日は休み)

Subject: [さくらインターネット]《ご請求書》契約更新費用についてのお知らせ
From: [REDACTED]
To: [REDACTED]
Date: 2019/12/10, Tue 11:55

■重要■消費税率改定に伴う税込請求金額の変更について

更新後の利用開始日が消費税率改定後の2019年10月1日以降となるサービスは消費税率10%にてご請求いたします。

お支払い金額に不足があった場合、サービスの更新手続きを行うことができません。銀行振込にてお支払いの際は、金額を今いちどご確認ください。

消費税率改定に伴う弊社の対応方針につきましては、以下お知らせを
ご一読ください。

▼消費税法改正に伴うご請求金額に関するお知らせ

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/360000276182>

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

さくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご契約いただいておりますサービスの継続利用料金について、以下のとおり
ご請求申し上げます。

下記ご請求書の内容を確認いただき、期限までにお支払いいただきますよう
お願い申し上げます。

◆◆◆ ご請求書 ◆◆◆

ご請求日 2019年12月10日
お支払期限 2019年12月31日

ご請求先 佐藤 光紀 様
会員ID [REDACTED]
請求書番号 20826623
ご請求金額 5238 円(消費税含)

・ご請求金額の内訳は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=20826623>

ログインには、会員IDと会員メニューパスワードが必要です。

※上記URLへアクセス後、手続き欄の「請求書印刷」ボタンより請求書の印刷が可能です。

■「銀行振込」にてお支払いの場合

以下振込先へお振込みをお願いいたします。

振込先口座: 三井住友銀行 [REDACTED]
口座名義 : サクラインターネット(カ)

※ 振込手数料はお客様負担となります。

銀行振込時の注意事項については下記URLにてご確認ください。

▼銀行振込みについて

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

お支払い後は、弊社にてお客様からのお支払いを確認した当日または翌日に、以下件名のメールを送信いたしますのでお待ちください。

件名: [さくらインターネット] お支払い確認のご連絡

■「クレジットカード」にてお支払いの場合

本請求は、会員メニューからクレジットカード決済でお支払いできます。決済手順は、以下マニュアルをご参照ください。

▼クレジットカード決済について(即時決済)

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

◇◆◇ ご確認ください ◆◆◇

※ 前払いサービスのうち、解約手続きが完了していないサービスは、お支払いいただくことにより、更新の対象となります。

更新を希望されないサービスが上記サービス内容に残っている場合、お支払い前に会員メニューより解約のお手続きを行ってください。

▼サービスの解約

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206057042>

※ 当月に解約されたサービスがある場合は、請求合計額が変わっている可能性があります。必ず会員メニューをご確認ください。

※ 内訳に記載のご利用期間が過去日になっている場合、後払いサービスです。後払いサービス分は、既に解約手続き済みでも提供終了日までの料金のお支払いが必要です。

※ 毎月払いの料金については月末締めになるよう日割計算を行っております。通常と異なった金額の請求が届いた場合は、利用期間をご確認ください。

※ 弊社でお支払の確認ができるまで1~2営業日ほどかかる場合がございます。月末が土日祝などの休日になる場合は、お早めにお支払ください。お支払期限を過ぎますと、サービスの提供を停止させていただきます。

※ お支払の際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では、領収書は発行いたしておりませんので、大切に保管しておいてください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただくことがあります。

※ 複数のサービスや独自ドメインをご利用の場合、請求の時期がそれぞれ異なることがあります。請求ごとのお支払いをお願いいたします。

※ このお知らせをお届けした週、および休日明けはお問い合わせが大変混み合うことがあります。よくいただくご質問を以下ページにまとめておりますので、お問い合わせ前にご確認いただけますと幸いです。

▼ご請求に関する よくある質問集

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206208641>

※ 会員情報に変更がある場合は、会員メニューよりご変更ください。手順については以下に記載のマニュアルをご参照ください。

▼登録情報の確認・変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206205311>

ご不明な点やご質問等ございましたら、本メール返信にてお問い合わせください。

今後ともさくらインターネットをよろしくお願いたします。

◆◆◆【会員メニュー】トップページへの請求情報掲載のお知らせ ◆◆◆
請求書の発行や支払期限の経過、料金の支払いがなくサービスが停止した
場合など、ご請求に関する重要なお知らせを会員メニューのトップページ
でご確認いただけます。より便利になった会員メニューをご活用ください！
<https://help.sakura.ad.jp/notification/360000338402675/>

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■Twitterサポート

https://twitter.com/sakura_ope

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■電話・メールによるお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052622>

電話：受付時間 平日 9:45 - 18:00(土日祝、当社指定休日は休み)

メール：受付時間 24時間365日(返信は弊社営業時間内に行います)

令和元年度分事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (選挙事務所 (4月のみ))
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 3 時間 (b) (4月) 4.5 時間 (b) (5月～) $(b) / (a) = 3 / 9$ (4月) → 按分率 $1 / 3$ $4.5 / 9$ (5月～) → $1 / 2$
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $1 / 3$ (4月) $1 / 2$ (5月～) (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 $1 / 3$ (4月) $1 / 2$ (5月～) (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $1 / 3$ (4月) $1 / 2$ (5月～) (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃借契約書

借賃冊

名簿丁一式(0.50) 102編

借賃冊 光復社

製冊 平成 27年 2月 10日

質借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と

借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本質借物件という) を乙が質借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本質借物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途： 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

質料は、月額金64,800円也 (内、4,800円・消費税8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月質料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金600,000円也を甲へ預託する。但し、乙は保証金をもって質料その他等甲に対する支払いに充当することは出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはない。

【第4条】

本契約期間を、平成27年 2月 1日より平成29年 1月31日迄の2年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修繕その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① この建物内に汚物、燻臭物、悪臭を発生する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転賃もしくは、居住用に變更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤ 他記及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、逆戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が賃貸その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第1.0条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付属する非償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事を甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に限せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払の中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修後に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料、共益費、付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は、1.0ヶ月以内の猶予期間をおき、第2.2条の規定により返金する。

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義替換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行ったときを限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡しより3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当事者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸金等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにつき乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第1.3条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙のこのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
 ⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

- ⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦ 本物件又は本物件の周辺において、若しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙締結とする。

【第29条】

借主の連帯保証人 [] は、本契約の各条項を承認する。この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令に基づいて、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。

② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。

③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。

⑤ 法令の施行により消費税に増徴があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

賃貸条件

平成 年 月 日

【物件の表示】

- *所在地: 奈良県生駒市小町556-3
- *建物名称: コーポもりおか 102号店舗
- *建物構造: 鉄骨A.L.C造 3階建の1階部分
- *専有面積: 19㎡ (約5.5坪)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円8%税)
共通費	賃料を含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)

奈良県生駒市小町560-3

森 岡 健

【貸主】住所 氏名 TEL

貸主 NO KAWAKAMI K759 (シャッター) 合計 1本

受取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人 佐藤 光紀

【借主】住所 氏名 TEL

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南 都 銀 行
口座番号	
口座名義	森 岡 健 (モリオカ タケシ)

【連帯保証人】住所 氏名 TEL

【仲介人】住所 氏名 TEL

【取引主任者】

建物賃貸借契約書

店事務所用

名称: コーポもりおか 202号

借主: 佐藤 光 紀 殿

契約日: 令和元年 5月 1日

賃貸借契約書

貸主 森岡健 (以下、甲という) と
借主 佐藤光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途：政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認められた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金32,400円也 (内、2,400円・消費税8%) とし、
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成27年2月1日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のままに使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年5月1日より令和3年4月30日迄の2年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに應じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

- 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
 - ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
 - ③本賃貸物件の全部又は一部を賃貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
 - ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
 - ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることとは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保安、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事を文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならぬ。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸金等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、進件その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未配賦の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
- ⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- ⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。
- ⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
- ⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人 [REDACTED] は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電線先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続をしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ厳実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
⑤法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

令和元年5月1日

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: 二一ボりおか 202号
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
 *専有面積: 20.25㎡

奈良県生駒市小町560-3
 森岡 健

【貸主】住所
 氏名
 TEL

佐藤 光紀

【借主】住所
 氏名
 TEL

森岡 健

【連帯保証人】住所
 氏名
 TEL

【立会人】
 【宅建取引士】

賃貸条件

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	礼金	なし
共益費	賃料に含む	敷金	なし
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)		

鍵NO 玄関 8481C2MGNP 合計 2本
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。
 借借人 佐藤 光紀

振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

ニシグチ第1モータープール No. 2 → No. 5

駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行 (銀行コード)

口座番号

口座名義：駐車場専用 イコビルサービス株式会社
(チヨウキョウ ヨウケン イコビル サービス ㈱)

駐車場賃借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光 紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称: ニシグチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町5 4 6 番地 5
* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場をこの使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号: 無 指 定

* 車 名: _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員は、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に金額を返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

(1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

(3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。

(4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条項に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人、同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類跡その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

*本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【一貫貸入人】

(甲)住所：生駒市小町7-9-4番地

氏名：株式会社 ニシグ子

代表取締役：西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町8-7-6番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役：仲埜 幸治

TEL：(0743) 75-2885(代)

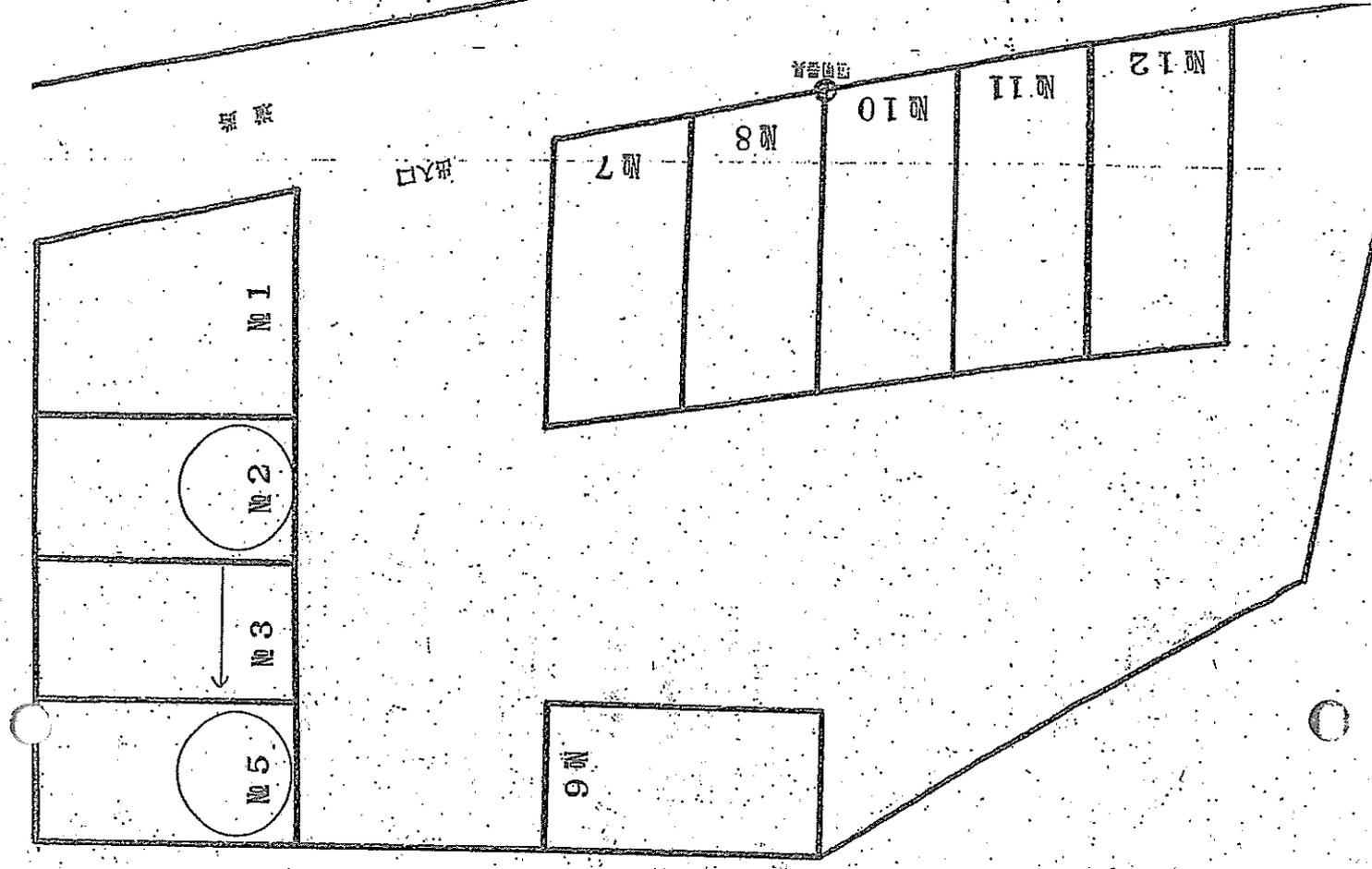
【賃借人】

(乙)住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

佐藤 光紀

TEL：0743-25-4675



ニシグ子ビルサービス

ニシグチ第1.モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行 (銀行コード)

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(イコマビルサービス)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光 冠 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は、
これを賃借する。

- * 名 称: ニシグチ第1モータープール
- * 所在地: 生駒市小町5 4 6番地5
- * 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号: 無 指 定
* 車 名: _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月 1日から2018年10月31日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

(1) 質料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。

(3) 前項契約の場合の質料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納質料は返却しない。

(4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承諾する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条項に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場内の保金・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類弊その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【賃借人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町8-7-6番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社


代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL：(0743)75-2885(代)

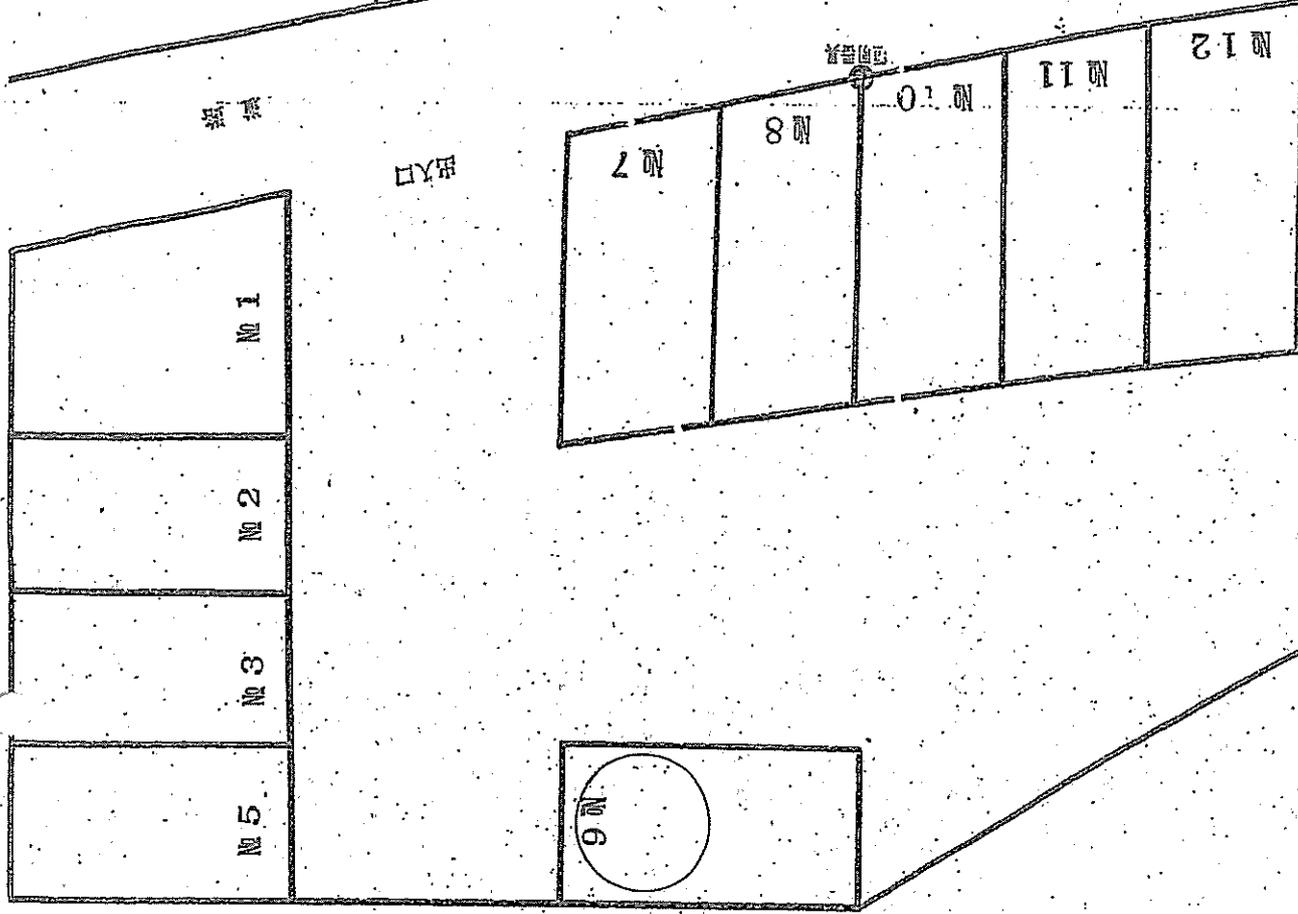
【賃借人】

(乙)住所： 

氏名：  佐藤 光紀

TEL：0743-25-4675

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



イコマビルサービス

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃借借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 借管場所

(1) 甲は、その所有に保る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町546番地の5
* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場をこの使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____

* 車名: 照指免

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日 から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の1年間としますが、但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを差除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公限の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。
- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の金額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を賃貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めめてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約事項】

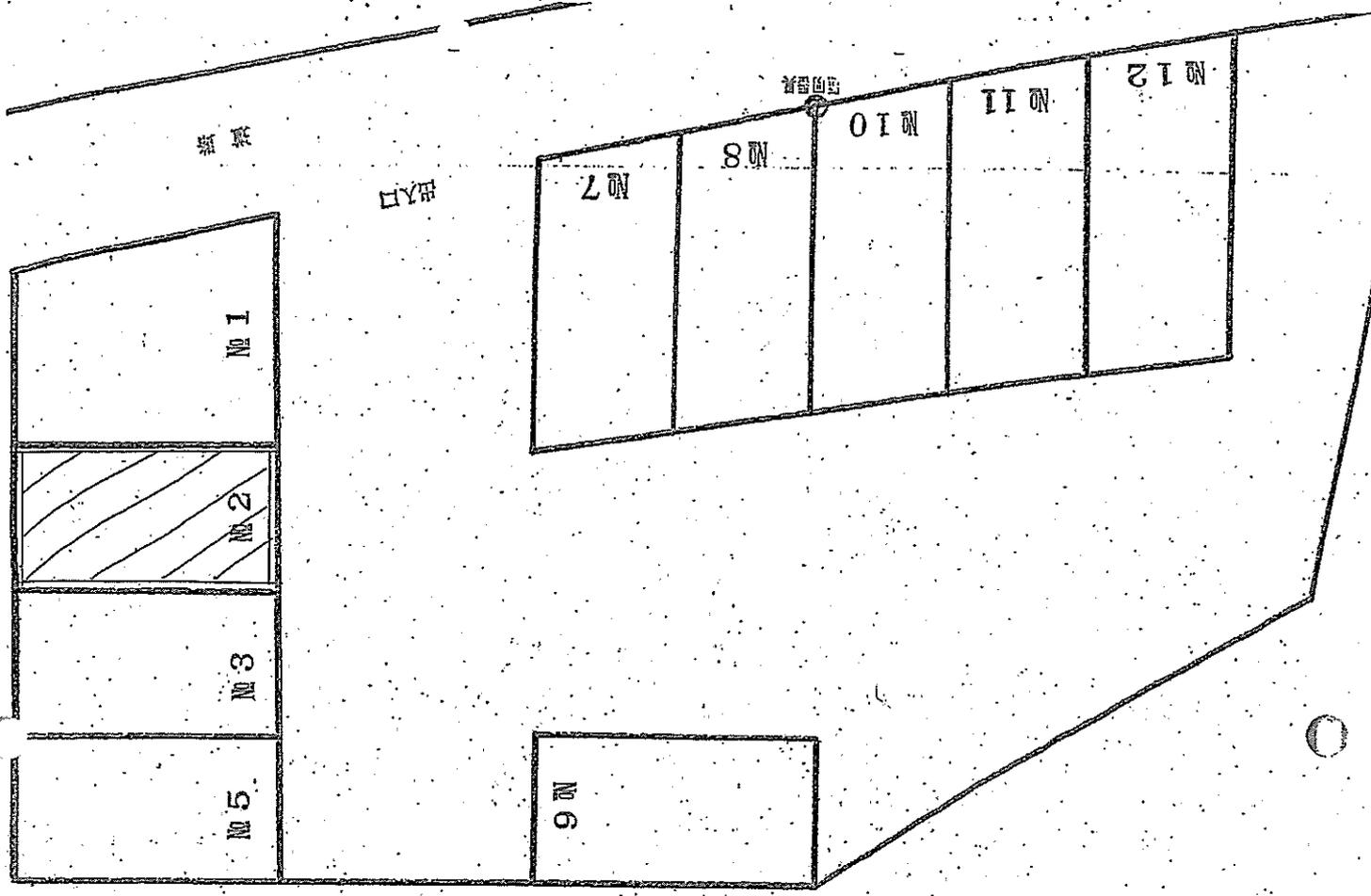
平成 年 月 日
27.1.29

賃 貸 人 住 所：生駒市小町7-9-4番地
氏 名：株式会社ニシダチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 藤 幸 浩
TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人 住 所：
氏 名：佐藤 光紀
TEL 携 帯：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシダチ第一ターミナル

覚書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

*駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

【変更前区画】 No. 2
【変更後区画】 No. 10

2017年10月10日

〈 甲 〉 住所：生駒市小明町794番地
氏名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西口 豊

〈上記代理人兼管理者〉 住所：生駒市谷田町876
氏名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲埜 幸治

〈 乙 〉 住所：[REDACTED]
氏名：佐藤 光紀 [REDACTED]

【駐車場の表示】

所在：生駒市小明町546番地5
名称：ニシグチ第1モータープール

以上

(以下乙とい
次の通り契約を
賃貸し、乙はこ

変更することが出
の目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の1
い時は、契約

せん。

駐車場貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
作務 光弘 (以下乙という) との間、下記駐車場施設(以下
下駐車場という)の貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有
する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に貸貸し、乙は、
これを賃借する。

* 名 称: ニシグチ第1モータープール
* 所 在 地: 生駒市小町546番地5
* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号: 燃 指 丸

* 車 名: _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月 3日から2018年10月 2日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をされる場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙は、それぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については、月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びスリッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類跡その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成29年10月2日

【賃借人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲埜幸治

TEL：(0743)75-2885(代)

【賃借人】

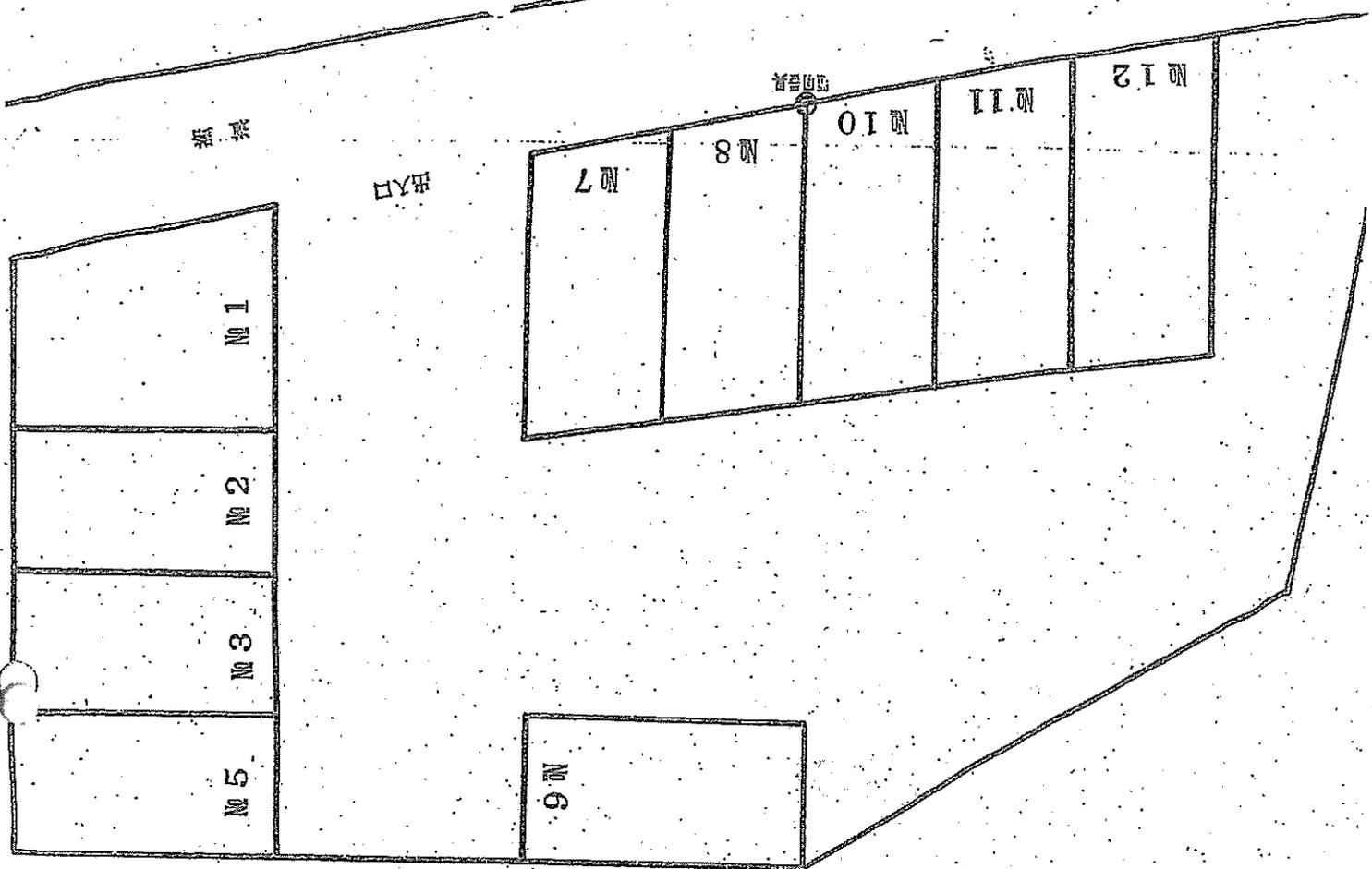
(乙)住所：

氏名：

佐藤 光紀

TEL：0743-73-5874

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



覚書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

*駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

【変更前区画】 No. 6

【変更後区画】 No. 11

2017年10月10日

〈 甲 〉 住所：生駒市小明町794番地
氏名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西口 豊

〈上記代理人兼管理者〉 住所：生駒市谷田町876
氏名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲埜 幸治

〈 乙 〉 住所：[REDACTED]
氏名：佐藤 光紀

【駐車場の表示】

所在：生駒市小明町546番地5
名称：ニシグチ第1モータープール

以上

生駒市担保代庫印紙

おせん。

2日迄の
時は、契約

あらかじめ

目的に使用

することが

賃貸し、乙は

駐車場施設(以
上1通を保有

駐車場賃借契約書

株式会社ニジチ (以下甲という) 佐藤光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃借借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名 称: ニジチ第1モータープール

* 所 在 地: 生駒市小町町546番地の5

* 駐車場区画: 第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場をこの使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____

* 車 名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならぬ。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年 1月 26日から平成28年 1月 25日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対す一切の債務を精算した時は、保証金の金額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれにこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に参加して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、特許土地に對する公租公課の増徴、若しくは経済事務の變動に伴う土地価格の高騰、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の政定を請求出来るものとする。

- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。

- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、紙紙、及びスナック一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に對し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なもののとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかにかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の關係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を値に賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場で、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 27. 1. 26 日

貸 賃 人 (甲) 住 所：生駒市小町町794番地

氏 名：株式会社ニシダ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：ニコマ・ビルサービスク株式会社
代表取締役 仲 楚 幸 治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

貸 借 人 (乙) 住 所：

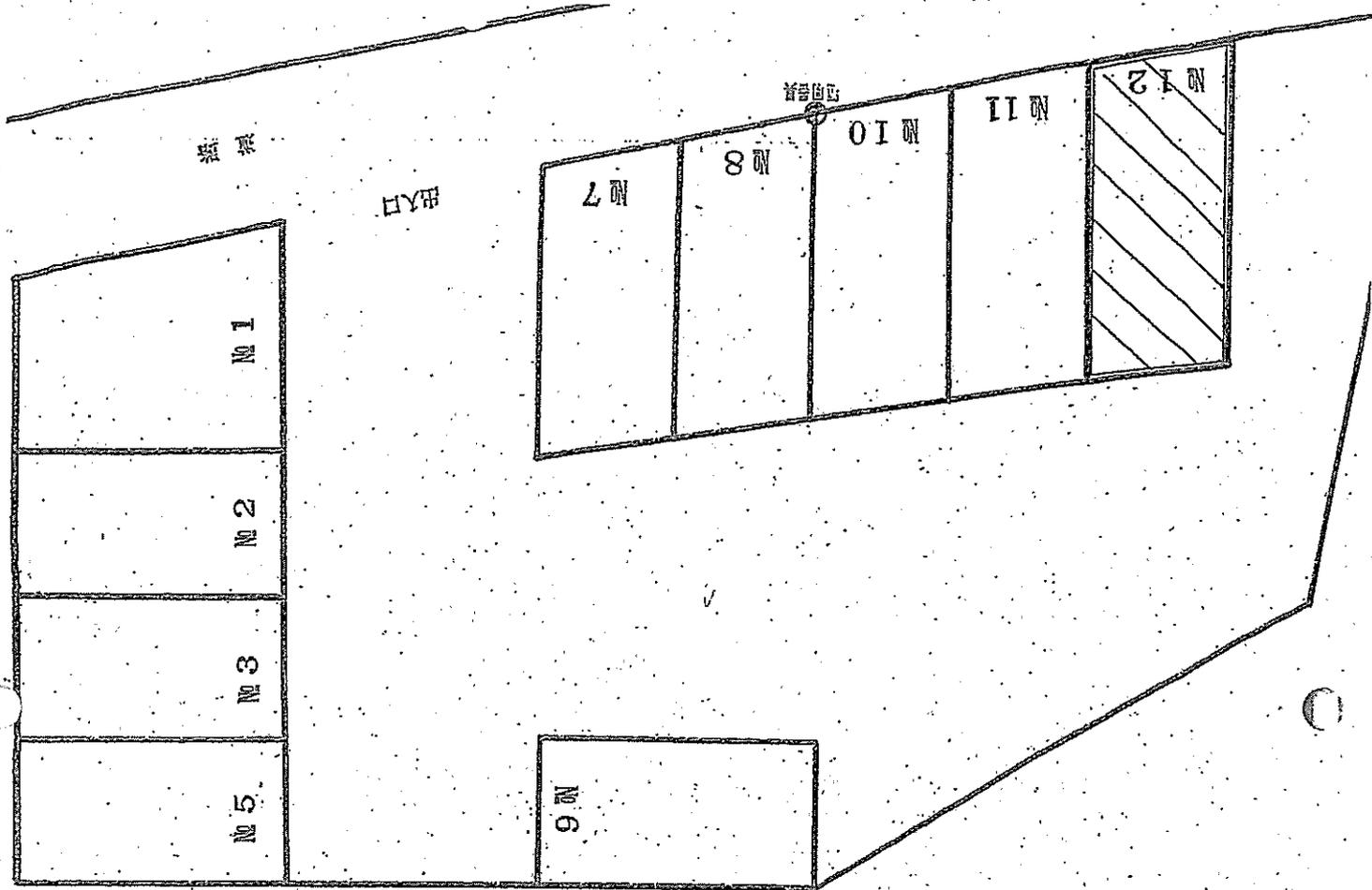
氏 名：

佐藤 光紀

TEL：-

携 帯：-

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシダ第1号カーポート

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和元年 5月 1日～ 令和2年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連秘書	
⑤給料(賃金)	180,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動+後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(令和元年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2019/5/1							
労働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働時間数		19 171	21 189	21 189	19 171	22 198	20 180	19 171	20 180	22 198	18 162	20 180	21 189		222 1,998
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給		180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000		1,980,000
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税合計		180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000		1,980,000
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
総支給額		180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000		1,980,000
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇用保険保険料		540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540		5,940
社会保険料合計		540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540		5,940
課税対象額		179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460		1,974,060
所得税		4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050		44,550
市県民税		0	4,600	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900		39,700
控除額合計		4,590	9,190	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490		90,190
差引支給額		175,410	170,810	171,510	171,510	171,510	171,510	171,510	171,510	171,510	171,510	171,510	171,510		1,889,810
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和元年 5月 1日～ 令和2年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	900 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元年 5月1日から 令和2年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩 1時間		
休日	<u>水</u> ・ <u>土</u> ・ <u>日</u> ・ <u>祝日</u> ・ <u>年末及び年始</u> ・ <u>お盆</u> ・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 900円 (10月から950円) 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和元年 5月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [Redacted] </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和元年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇用年月日												賞与1	賞与2	合計
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
労働日数		13	18	16	17	15	13	17	16	14	15	18						172
労働時間数		68.5	96	92	92.5	83	74.5	100	80	71	84.5	99.5						942
時間外労働																		0
休日労働																		0
深夜労働																		0
基本給		61,650	86,400	82,800	83,250	74,700	70,775	95,000	76,000	67,450	80,275	94,525						872,825
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
課税合計		61,650	86,400	82,800	83,250	74,700	70,775	95,000	76,000	67,450	80,275	94,525						872,825
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
総支給額		61,650	86,400	82,800	83,250	74,700	70,775	95,000	76,000	67,450	80,275	94,525						872,825
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0
雇用保険保険料		185	259	248	249	224	212	285	228	202	241	283						2,616
社会保険料合計		185	259	248	249	224	212	285	228	202	241	283						2,616
課税対象額		61,465	86,141	82,552	83,001	74,476	70,563	94,715	75,772	67,248	80,034	94,242						870,209
所得税		0	0	0	0	0	0	440	0	0	0	440						880
市県民税		0	1,600	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400						14,200
控除額合計		185	1,859	1,648	1,649	1,624	1,612	2,125	1,628	1,602	1,641	2,123						17,696
差引支給額		61,465	84,541	81,152	81,601	73,076	69,163	92,875	74,372	65,848	78,634	92,402						855,129
領収印																		

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和元年 8月 1日～ 令和2年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	837円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現住所	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元年 8月1日から 令和2年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 837円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和元年 8月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 被雇用者 </div> <div style="text-align: center;"> 佐藤光紀 ■■■■■■■■■■ </div> <div style="text-align: center;"> ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和元年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	2019/5/1															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計	
労働日数									5	5	6	6	3	7	7			39
労働時間数									24	25	27	22.5	15	36.5	26			176
時間外労働																		0
休日労働																		0
深夜労働																		0
基本給								20,088	20,925	22,599	18,833	12,555	30,551	21,762				147,313
時間外手当								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計								20,088	20,925	22,599	18,833	12,555	30,551	21,762				147,313
非課税合計								20,088	20,925	22,599	18,833	12,555	30,551	21,762				147,313
総支給額								40,176	41,850	45,198	37,666	25,110	61,102	43,524				294,626
健康保険料								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額								20,088	20,925	22,599	18,833	12,555	30,551	21,762				147,313
所得税								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額								20,088	20,925	22,599	18,833	12,555	30,551	21,762				147,313
領収印																		

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和元年 5月 1日～ 令和2年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	811円 10月～837円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元年 5月1日から 令和2年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 811円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和元年 5月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 被雇用者 </div> <div style="text-align: center;"> 佐藤光紀 [REDACTED] </div> <div style="text-align: center;"> [REDACTED] </div> </div>			

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元年 10月1日から 令和2年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input checked="" type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 () <input type="checkbox"/>		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 837円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和元年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">雇用者 被雇用者</div> <div style="text-align: center;">佐藤光紀 [REDACTED]</div> <div style="text-align: center;">[REDACTED]</div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和元年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2019/5/1						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2
労働日数	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	3			11
労働時間数	10	9	15	15	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	15.5			53
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	8,110	7,299	12,165	12,165	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	12,973			43,058
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
非課税合計	8,110	7,299	12,165	12,165	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	12,973			43,058
総支給額	8,110	7,299	12,165	12,165	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	12,973			43,058
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	8,110	7,299	12,165	12,165	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	12,973			43,058
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和元年 5月 1日～ 令和2年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	811 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元年 5月1日から 令和2年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 () <input type="checkbox"/>		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 811円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和元年 5月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [REDACTED] </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和元年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日	2019/5/1							
	6月	7月	8月	9月				10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1
労働日数		3	2	3	1									9
労働時間数		15	10	15	5									45
時間外労働														0
休日労働														0
深夜労働														0
基本給		12,165	8,110	12,165	4,055									36,495
時間外手当		0	0	0	0									0
通勤手当(課税)		0	0	0	0									0
通勤手当(非課税)		0	0	0	0									0
課税合計		0	0	0	0									0
非課税合計		12,165	8,110	12,165	4,055									36,495
総支給額		12,165	8,110	12,165	4,055									36,495
健康保険料		0	0	0	0									0
介護保険料		0	0	0	0									0
厚生年金保険料		0	0	0	0									0
雇用保険保険料		0	0	0	0									0
社会保険料合計		0	0	0	0									0
課税対象額		0	0	0	0									0
所得税		0	0	0	0									0
市町村民税		0	0	0	0									0
控除額合計		0	0	0	0									0
差引支給額		12,165	8,110	12,165	4,055									36,495
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

領収済通知書

労働保険

国庫金

(記入例) ¥0123456789

30841

奈良労働局

00075491

徴収指定 保険料収入基算

労働保険
特別会計 0847

標準労働賃 6118

平成 31 年 4 月

29101022017-0000

現預金口座番号 (通帳記載)

7-31 7-31

内	労働 保険料	¥48582
出	長出金	¥76
第 1 回 合計額		¥48658
あて先	〒 630-8570	
	奈良市法蓮町 387	
	奈良第 3 地方合同庁舎	
	奈良労働局	
	労働保険特別会計収入徴収官	(官庁送付分)

〒 630-0201 生駒市
小明町
556-3

(氏名) 佐藤みつのり事務所
佐藤 光紀

08-E000472 AA1A29R002963#
29101022017-000 0002963 E

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は収入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

令和元年度分労働保険料 振込書

NANTO BANK カードサービスご利用明細
 いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日		
振替払込	150	01-07-10		
お取引銀行	お取引店	口座番号		
0162				
お取引	1万円(枚)	5千円(枚)	千円(枚)	硬貨内
現金内訳	***	***	***	*
お取扱時分	お取引金額	手数料		
11:08	¥48,658	*		
残高		おつり		
	*	*		

銀行使用欄

0095

ご案内またはお振込内容

ホケンパソコンウ 29101022017-000
 2990010000006164 PE
 払込金額 ¥48,658

労働保険料等(国庫金)

労働保険等31年度1期分

ご依頼人

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

E72-107 3011 865×6×1,000 KCS